

1	質問事項	【参加表明書作成要領】3(2) 同種・類似業務実績(様式第4号)ア 同種業務についてお聞きします。 「3,000㎡以上」という条件は学校施設にのみかかり、「公共施設の複合化」にはかからないと判断して宜しいでしょうか。
	回答内容	貴見のとおり。
2	質問事項	【参加表明書作成要領】3(2) 同種・類似業務実績(様式第4号)ア 同種業務についてお聞きします。 「公共施設の複合化」には、庁舎支所機能と調理室などの公民館機能を併せ持つ公民館も含まれると解釈して宜しいでしょうか。
	回答内容	庁舎支所機能は窓口が想定されるので、延べ面積3,000㎡以上の学校施設の長寿命化工事と併せて複合化したのであれば、アに該当する。
3	質問事項	【参加表明書作成要領】3(2) 同種・類似業務実績(様式第4号)ア 同種業務についてお聞きします。 確認申請時に車庫部分と庁舎用途部分に対して異種用途区画が要求された消防分署(2,500㎡)は「公共施設の複合化」として解釈して宜しいでしょうか。
	回答内容	お尋ねの車庫部分と庁舎用途部分とは、それぞれが消防分署の機能として要求されているものであるため、「公共施設の複合化」と解釈しない。
4	質問事項	【参加表明書作成要領】3(2) 同種・類似業務実績(様式第4号)イ 類似業務1 についてお聞きします。 (窓口業務、議場のない庁舎も含む。)と記載があります。つまり窓口や議場をもつ自治体の庁舎は、ア同種業務としてみなされると解釈して宜しいでしょうか。
	回答内容	貴見のとおり。
5	質問事項	【参加表明書作成要領】3(2) 同種・類似業務実績(様式第4号)ウ 類似業務2 についてお聞きします。 「3,000㎡以上」という文言は建築物の新築のみにかかるのでしょうか。新築と長寿命化の両方にかかるのでしょうか。
	回答内容	新築、長寿命化いずれかの場合において3,000㎡以上であればウの条件を満たす。
6	質問事項	委託業務名称には「長寿命化」という文言が含まれていないものの、実際の業務内容に長寿命化設計が含まれることは多いと思うのですが、 【例1】「設計委託〇〇〇学校整備事業」という契約業務名の委託業務において、新築設計の他に改修設計が含まれており、〇〇棟の屋根防水や外壁改修等の長寿命化改修設計3,000㎡以上の内容が含まれている場合。 【例2】「〇〇〇学校改修設計」という契約業務名の委託業務において、〇〇棟の屋根防水や外壁改修等の長寿命化改修設計3,000㎡以上の内容が含まれている場合。 このような場合は条件満たしていると解釈して宜しいでしょうか。
	回答内容	【例1】【例2】とも、実際に受託した事業の内容が文部科学省発行の『学校施設の長寿命化改修の手引』に記載の長寿命化改修(構造躯体の経年劣化回復、耐久性に優れた仕上げ材への交換、維持管理や更新の容易性の確保、ライフラインの更新)に該当しているものであり、3,000㎡以上のものであれば該当する。

7	質問事項	設備担当主任技術者についてお聞きします。様式第3号では設備設計1級建築士と一級建築士以外はその他として扱われており、様式第7号においては備考欄に設備設計1級建築士、1級建築士、建築設備士、技術士、1級電気工事施工管理技士及びCASBEE建築評価員の記載があります。設備設計1級建築士と一級建築士以外は点数が低い扱いになるということでしょうか。
	回答内容	様式第3号では、主として申請事務所の業種ごとの技術者数を評価する。 様式第7号では、専門分野の技術者資格に応じて評価する。 評価する技術者資格については、以下のとおり。(2-1参加表明書評価要領参照) 電気業務分野の点数は、「設備設計1級建築士>1級建築士、建築設備士、技術士>1級電気工事施工管理技士>その他」の点数順となる。 機械業務分野の点数は、「設備設計1級建築士>1級建築士、建築設備士、技術士>1級管工事施工管理技士>その他」の点数順となる。
8	質問事項	様式第4号 同種・類似業務実績の備考5業務の完了が確認できる資料の写しについて弊社で業務が完了した際の業務完了報告書・業務目的物引き渡し通知書の写しでよろしいでしょうか？
	回答内容	PUBDIS登録「業務カルテ情報」、確認済証、完了届等の写しの他、業務の成果品を発注者が受領したことを示す書類の写し、管理業務契約書、竣工後雑誌等へ発表した記事の写し、当該建物であることを確認できる竣工写真のいずれかとする。
9	質問事項	参加表明書作成要領 3(3)イについて 管理技術者及び建築(意匠)担当技術者は1級建築士であり、かつ提出者の組織に直接的かつ恒常的に3カ月以上所属していること。とありますが、3カ月以上在籍していることを証明する書類として健康保険被保険者証の写しと建築士事務所登録申請時に添付している現行の所属建築士の写しを考慮しておりますが、よろしいでしょうか？
	回答内容	資格を称する資料として、資格証の写しを添付すること。当該事務所との雇用関係を称する資料として、以下の①～⑥のいずれかの写しを添付すること。 ①健康保険被保険者証、②源泉徴収票、③住民税特別徴収税額の通知書、④登記事項説明書の役員名簿欄(監査役は除く。)、⑤雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書、⑥労働基準法に基づく資金台帳。
10	質問事項	様式第4号に添付する備考5契約書(鏡)の写しについて様式第5号(管理技術者の経歴等)の備考4についても同様に契約書(鏡)を添付する必要がありますか？兼用してもよろしいでしょうか？同様に様式第6号、様式第7号についても併せてご教示ください。
	回答内容	貴見のとおり。
11	質問事項	構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者及び機械担当主任技術者が協力事務所である場合、当社にて携わった業務については様式第4号に添付した契約書(鏡)の写しでよろしいでしょうか？
	回答内容	貴見のとおり。

12	質問事項	参加表明書評価要領では評価係数のみが示されています。各評価項目の配点をお示しいただけないでしょうか。			
	回答内容	項目	様式番号	配点	
		3 事務所の実力			
		(1) 技術者数	第3号	15点	
		(2) 同種・類似業務実績	第4号	15点	
		4 技術職員の経験及び能力			
		(1) 専門分野の技術資格	第6号・第7号	24点	
		(2) 同種又は類似業務の実績の有無	第5号から第7号まで	20点	
(3) 経験年数	第5号から第7号まで	18点			
(4) 手持業務の状況	第5号から第7号まで	8点			
13	質問事項	参加表明書作成要領 P1_3 (2) 同種・類似業務実績 ア同種業務 地方公共団体が発注した延面積 3,000 m ² 以上の学校施設の長寿命化及び公共施設の複合化にかかる基本・実施設計業務。とありますが、 地方公共団体が発注した延面積 3,000 m ² 以上の学校施設の長寿命化の基本設計・実施設計業務 (A)、Aとは別の案件で、学校施設と公共施設の複合化の基本設計・実施設計業務 (B) の実績を有する場合は、同種業務として取り扱おうと考えてよろしいでしょうか？その場合は、様式第4の記載方法はA,B物件ごとに実績を記載することでよろしいでしょうか？			
	回答内容	別案件は、その案件ごとに実績を記載する。ただし、延面積が 3,000 m ² ないのであれば、Bは同種・類似業務として記載できない。			
14	質問事項	参加表明書作成要領 P1_3 (2) 同種・類似業務実績 ア同種業務 地方公共団体が発注した延面積 3,000 m ² 以上の学校施設の長寿命化及び公共施設の複合化にかかる基本・実施設計業務。とありますが、 同じ設計企業が延面積 3,000 m ² 以上の長寿命化を行った学校施設に、新たに公共施設を複合化する基本・実施設計業務を示しますでしょうか？（非常に限定的な整備事例になるかと資料致します。）			
	回答内容	延面積 3,000 m ² 以上の学校施設の長寿命化改修工事と同時に、その他の公共施設との複合化にかかる基本・実施設計を行ったものである。			
15	質問事項	参加表明書作成要領 P1_3 (2) 同種・類似業務実績 ア同種業務 地方公共団体が発注した延面積 3,000 m ² 以上の学校施設の長寿命化及び公共施設の複合化にかかる基本・実施設計業務。とありますが、基本設計のみ、または、実施設計のみでもよろしいでしょうか？（学校の長寿命化に係る設計業務の場合、実施設計のみという業務で発注されることが多いため）			
	回答内容	基本及び実施設計ともに行った実績のものとする。ただし、基本設計のみで、実施設計がDB方式で施工業者により行われた場合は、それがわかる資料を添付し、可とする。			
16	質問事項	参加表明書作成要領 P1_3 (2) 同種・類似業務実績にて、元請（共同企業体による受注の場合は、代表企業であるものに限る。）と記載ありますが、様式第4号には、受注形態は、単独、設計共同体、協力 と選べるようになっています。どちらが正でしょうか？			
	回答内容	参加表明書作成要領 P1_3 (2) 記載の「元請（共同企業体による受注の場合は、代表企業であるものに限る。）」を正とする。 様式第4号を修正、再掲載する。			
17	質問事項	参加表明書作成要領 P1_3 (2) 同種・類似業務実績 業務実績について、契約件名が「大規模改修」となるものも実績として認められると考えてよろしいでしょうか？			
	回答内容	No.6 回答のとおり。			

18	質問事項	様式第4号_備考5、様式第5号_備考4、様式第6号_備考6、様式第7号_備考6、様式第8号_備考4 記入した業務については、契約書（鏡）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる図面、写真、パース等を提出してください。とありますが、PUBDIS（業務カルテ）の登録がある場合、そちらで代用してもよろしいでしょうか？
	回答内容	No.8回答のとおり。
19	質問事項	【公募型プロポーザル実施要領 2ページ目 2参加資格（1）のオ】について「延べ面積3,000㎡以上の学校施設」とありますが、私立、国公立を含むと考えてよろしいでしょうか。また、小学校、中学校、高等学校、大学も含むと考えてよろしいでしょうか。
	回答内容	貴見のとおり。
20	質問事項	【公募型プロポーザル実施要領 2ページ目 2参加資格（1）のオ】について「学校施設の長寿命化」とありますが、具体的にはどのようなことが対象となりますでしょうか。例えば、耐震改修や空調改修、増築なども対象となりますでしょうか。
	回答内容	No.6回答のとおり。
21	質問事項	【参加表明書作成要領 1ページ目 3参加表明書記載上の留意事項（2）同種又は類似業務 ア 同種業務】について「学校施設の長寿命化及び公共施設の複合化」とありますが、長寿命化した実績と、複合化した実績が同一の業務契約ものと考えてよろしいでしょうか。
	回答内容	貴見のとおり。
22	質問事項	【参加表明書作成要領 1ページ目 3参加表明書記載上の留意事項（2）同種又は類似業務 イ 類似業務1】について「窓口業務、議場のない庁舎も含む」とありますが、窓口業務や議場がある庁舎は類似実績ではなく同種実績となると考えてよろしいでしょうか。また、図書館、公民館、学童保育、幼稚園など、庁舎以外の複合化については同種になると考えてよろしいでしょうか。
	回答内容	貴見のとおり。
23	質問事項	【参加表明書作成要領 1ページ目 3参加表明書記載上の留意事項（2）同種又は類似業務 ウ 類似業務2】について「建築物の新築及び長寿命化」とありますが新築の実績と長寿命化した実績が同一の業務契約ものと考えてよろしいでしょうか。同一の施設の場合、延面積は新築施設と長寿命化施設の合計の面積と考えてよろしいでしょうか。
	回答内容	No.5回答のとおり。

24	質問事項	様式4～8の欄外備考の最後に、「記入した業務については、(中略)施設の概要が確認できる図面、写真、パース等を提出してください。」とありますが、守秘義務のかかる案件については、委託特記仕様書や、新築・改修の面積と用途を示す面積表でもよろしいでしょうか。
	回答内容	貴見のとおり。
25	質問事項	「参加表明書作成要領 1P」 ア 同種業務については、延面積 3,000 m ² 以上の学校施設の長寿命化とは、学校施設長寿命化を目的とした大規模改修も含まれると考えてよろしいでしょうか
	回答内容	貴見のとおり。
26	質問事項	「参加表明書作成要領 1P」の同種業務及び類似業務1は「地方公共団体が発注した」と記載がありますが、国発注の学校は含まれないのでしょうか
	回答内容	国発注も含む。
27	質問事項	「参加表明書作成要領 1P」の、ア同種業務及びイ類似業務1は改修のみ(新築は含まない)と考えてよろしいでしょうか
	回答内容	長寿命化のみとする。
28	質問事項	共同企業体による参加は可能でしょうか
	回答内容	貴見のとおり。
29	質問事項	「資料2-2」について、一次審査の評価と反映は(技術職員の経験及び能力)【得点20】のみで、これ以外は二次審査には反映しないと考えてよろしいでしょうか
	回答内容	貴見のとおり。
30	質問事項	「実施要領_第1業務の概要_2参加資格(1)オ」で、3,000 m ² 以上の学校施設の長寿命化に係る建築設計業務の元請実績があることとありますが、既存校舎の耐震改修および内外装、設備等の改修設計の実績は、ここで求められている要件に該当するものと考えてよろしいでしょうか。
	回答内容	No.6回答のとおり。
31	質問事項	「実施要領_第1業務の概要_業務実施上の条件(3)ア」では提出企業の社員とすることが求められており、「参加表明書作成要領_3参加表明書記載上の留意事項_(3)イ」では、提出者の組織に直接的かつ恒常的に3カ月以上所属していることと、記載があります。管理技術者に配属予定の者が大学兼務のため、労働者名簿・雇用保険証等はありません。建築士法23条の2 五号により県知事(指定事務所登録機関)へ提出している所属建築士名簿により、一級建築士として所属していることを確認できる書類で所属を証することとし、建築(意匠)担当主任技術者として配置させていただいてよろしいでしょうか。
	回答内容	貴見のとおり。

32	質問事項	「実施要項_第1業務の概要_3業務実施上の条件(2)ア,イ」の違いは、アは窓口業務のある執務空間および議場を含む庁舎と、イはその他の公共施設全般という理解でよろしいでしょうか。 また、公共施設の複合化について定義があればお示しください。(平成21年国土交通省告示第15号別添二のうち、〇〇を含む複合化など)
	回答内容	前段について、No.4、No.22回答のとおり。 後段について、公共施設の複合化とは、これまで別々に整備・運営していた複数の公共施設や機能を、同じ建物や敷地にまとめて配置すること。ア同種業務、イ類似業務1とも、長寿命化改良工事を同時並行で行う3,000㎡以上の学校施設(平成21年国土交通省告示第15号別添二第7号(幼稚園を除く)及び第8号)を含む複合化とする。
33	質問事項	
	回答内容	
34	質問事項	
	回答内容	
35	質問事項	
	回答内容	
36	質問事項	
	回答内容	
37	質問事項	
	回答内容	
38	質問事項	
	回答内容	
39	質問事項	
	回答内容	
40	質問事項	
	回答内容	